

訴えの提起の件（貸金請求）

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

貸金請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 札幌市厚別区在住者

3 訴えを提起する裁判所

札幌地方裁判所

4 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、金8,064,444円及び各約定償還期日に償還すべき元金の額に対する各約定償還期日の翌日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を支払え

イ 被告は、原告に対し、金6,404,750円及び各約定償還期日に償還すべき元金の額に対する各約定償還期日の翌日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を支払え

ウ 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びにア及びイにつき仮執行の宣言を求める。

(2) 請求の原因

ア 原告は、被告との間で、平成5年12月1日付けで札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付要綱（旧札幌市ウタリ新築資金等貸付要綱）に基づき住宅新

築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、被告に対して、同月28日付けで利息を年2%として住宅新築資金の元金6,900,000円及び宅地取得資金の元金5,500,000円の合計12,400,000円の貸付けを行い、被告は、平成6年1月から平成30年12月まで、毎月末日限り、住宅新築資金については29,219円ずつを、宅地取得資金については23,290円ずつを、それぞれ償還することとなった（これらの元金に係る違約金は年10.75%の割合）。

イ 被告は、これまで住宅新築資金について元利合計701,256円を、宅地取得資金について元利合計582,250円を、それぞれ償還してきたが、平成8年9月26日以降、償還を行っておらず、未償還分がある。

ウ よって原告は、被告に対し、上記(1)ア及びイ記載のとおり金員の支払を求める。

#### 5 訴え提起の理由

本市が訴えを提起しようとする相手方は、本市の再三の催告にもかかわらず、償還に応じていない。直近では平成31年3月29日付けで催告を実施するも、相手方はこれに全く応じず、もはや自主的な償還を期待することができない状況にあり、この状況を放置することは、本市の今後の行政運営に重大な支障を及ぼすこととなる。

よって、相手方に対し、上記4(1)ア及びイ記載の金員の支払を求める訴えを提起する。

(理由)

貸金請求の訴えを提起するため、本案を提出する。